

国立大学法人和歌山大学科学研究費助成事業事務取扱規程

制 定 平成 8年 6月 7日

最終改正 令和 5年 3月 29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下「科研費」という。)の事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年政令第255号)、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(平成15年規程第17号)、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要項(平成23年規程第19号)その他法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。
- (2) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。
- (3) 「直接経費」とは、助成事業(科研費の交付の対象となる事業をいう。)の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。
- (5) 「研究代表者」とは、科研費による研究の遂行をする研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。
- (6) 「研究分担者」とは、科研費による研究の遂行をする研究組織に属し、当該研究分担の一部を担当する者をいう。
- (7) 「研究代表者等」とは、研究代表者及び研究分担者をいう。

(応募資格者)

第2条の2 本学に所属する者のうち、科学研究費助成事業の応募時点において研究活動を行うことを職務に含む者及び研究活動に実際に従事している者(研究の補助は除く。)で、次に掲げる者を科学研究費助成事業の応募資格の要件を有する者(以下「研究者」という。)とする。

- (1) 役員
- (2) 本学の教員及び教務職員
- (3) 所属する部局長が認めた本学名誉教授及び客員教授(客員准教授を含む。)
- (4) 所属する部局長が認めた特任教員及び研究支援員

(本学が行う事務)

第2条の3 本学は、研究者が交付を受ける科研費について次の事務を行う。

- (1) 研究者に代わり、科研費(直接経費)を管理すること。
- (2) 研究者に代わり、科研費(直接経費及び間接経費)に係る諸手続を行うこと。
- (3) 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)

科学研究費補助金事務取扱規程

について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。

- (4) 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者から譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。

(経理の委任)

第3条 学長は、経理事務の総括を財務課長に委任するものとする。

(科研費の保管等)

第4条 学長は、科研費の交付を受けたときは、財務課長に送金するものとする。

- 2 財務課長は、学長から科研費の送金を受けたときは、財務課長名義で銀行に預金するものとする。

- 3 研究代表者等は、直接経費に関して生じた利息を本学に譲渡するものとする。

(科研費の経理等)

第5条 科研費の執行に係る経理事務は、当該科研費の経理事務の取扱いによるほか、本学の会計規則を準用するものとする。

- 2 科研費の執行に係る経理事務は、財務課において取扱うものとする。

(支払手続)

第6条 科研費は、決議書による決議を経て、支払うものとする。

(帳簿)

第7条 財務課長は、科学研究費助成事業収支簿を備え、科研費の受払の都度、記帳しなければならない。

(設備等の寄付)

第8条 研究代表者は、科研費により設備備品(図書を含む。)を取得した場合は、直ちに本学に寄付しなければならない。

第9条 削除

(証拠書類の保管)

第10条 財務課長は、科研費の経理に係る関係書類を整理し、補助金分については科研費の交付を受けた年度終了後5年間、基金分については補助事業期間終了後5年間、及び一部基金分については全ての研究期間終了後5年間保管するものとする。

(その他)

第11条 研究代表者に直接交付される科研費及びこの科研費のうち、研究分担者に配分される科研費並びに本学以外の研究代表者から本学の研究分担者に配分される科研費の経理事務については、この規程に準じて取り扱うものとする。

- 2 削除

- 3 文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会以外の科学研究費補助金(これらに類する政府の研究補助金を含む。)の経理事務の取扱いについては、当該科学研究費補助金取扱規程その他の法令によるほか、この規程を準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、科研費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成8年6月7日から施行し、平成8年4月17日から適用する。

附 則 (平成9年6月5日一部改正)

この改正規程は、平成9年6月5日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年4月1日一部改正)

この改正規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日一部改正)

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月28日一部改正)

この改正規程は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日一部改正)

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月25日一部改正)

この改正規程は、平成13年9月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第130号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月24日一部改正：法人和歌山大学規程第337号)

この改正規程は、平成16年9月24日から施行する。

附 則 (平成19年4月20日一部改正：法人和歌山大学規程第634号)

この改正規程は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年9月21日一部改正：法人和歌山大学規程第668号)

この改正規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第683号)

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第762号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1050号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1218号)

この改正規程は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1375号)

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条のうち補助金分及び基金分については平成23年4月1日、一部基金分については平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2550号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙第1号様式 (削除)

別紙第2号様式 (削除)

科学研究費補助金事務取扱規程

別紙第 3 号様式 (削除)

別紙第 4 号様式 (削除)